

令和2年4月9日

スポーツ少年団 各位

日立市スポーツ少年団本部  
本部長 鈴木 孝子  
( 公 印 省 略 )

### 市立小中学校等の臨時休校に伴うスポーツ少年団活動について（通知）

日頃より、本市スポーツ少年団活動に育成におかれましては、特段のご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、日立市教育委員会から新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため別紙のとおり通知がありました。

このため、スポーツ少年団活動においては、下記により活動を中止することといたします。

つきましては、貴団の指導者並びに団員、保護者の皆様にご周知いただきますようお願い申し上げます。

#### 記

#### 1 活動中止期間 令和2年4月13日（月）～5月6日（水）

※国の「緊急事態宣言」の終了まで

※4月9日（木）～12日（日）の期間は活動可能です。

#### 2 内容

(1) スポーツ少年団活動（入団式等を含む）については活動を中止とします。

(2) 学校施設開放についても4月13日（月）～5月6日（水）までの間、全施設（校庭、体育館、武道場等）について使用を中止します。

(3) スポーツ施設（行政管轄施設）については、5月10日（日）までの間、現状の対応を継続します。

※屋内施設は休館、屋外施設は開設

(4) 施設の休館等の情報については日立市のホームページをご覧ください。

#### 3 その他

(1) 今後、新型コロナウイルス感染症の発生状況や国からの通知等により、活動自粛要請及び施設使用中止等の期間が変更になることがありますので、その際は別途通知します。

以 上



令和2年4月9日

日立市スポーツ少年団本部  
本部長 鈴木 孝子 様

日立市教育委員会スポーツ振興課長

市立小中学校等の臨時休校に伴うスポーツ少年団活動の自粛について（お願い）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

標記について、新型インフルエンザ感染症拡大防止のため、市立小中学校等を下記のとおり臨時休校することとなりました。

つきましては、スポーツ少年団活動についても自粛をお願いしたいので、御対応くださるようお願い申し上げます。

#### 記

1 休校期間 令和2年4月13日（月）から5月6日（水）まで（別紙参照）  
※国の「緊急事態宣言」の終了まで

#### 2 活動自粛の内容

小中学校等の休校期間に合わせて、スポーツ少年団活動（入団式等を含む）を自粛する。（4月9日（木）から12日（日）までの活動については、自粛を要請しない。）

#### 3 参考

(1) 学校施設開放事業についても、4月13日（月）から5月6日（水）までの間、全施設（校庭、体育館、武道場等）について、使用を中止します。

5月7日（木）以降の使用については今後検討し、改めてお知らせします。

(2) 市のスポーツ施設（市民運動公園及びスポーツ広場等）については、5月10日（日）までの間、現状の対応（屋内施設は休館、屋外施設は開設）を継続します。

(3) 今後の新型コロナウイルス感染症の状況によって、活動自粛要請及び施設使用中止等の期間が変更になることがあります。

#### 4 問合せ先

日立市教育委員会スポーツ振興課長 木下俊雄  
（電話）22-3111 内線635

